

www.nta.go.jp

国税庁ホームページの **確定申告**

検索

クリック!

e-Tax

自宅からネットが便利！申告・納税e-Tax

インターネットで税務署へ送信!
(e-Tax) 国税電子申告・納税システム

書面提出

申告書等のデータを印刷し、税務署へ郵送で提出できます。

「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の確定申告書や青色申告決算書などが作成できます。

「確定申告書等作成コーナー」で「申告書」が作成できます!

e-Taxをご利用になる前に

- ① **電子証明書の取得** (事前に市役所市民課で電子証明書を取得してください。)

電子証明書については、公的個人認証サービスポータルサイト(www.jpki.go.jp)をご覧ください。

※電子証明書は個人番号カードが必要になります。なお、住民基本台帳カードにすでに電子証明書が入っている場合は電子証明書の有効期間満了までは利用可能です。個人番号カードの新規申請については、個人番号カード総合サイト(www.kojinbango-card.go.jp)をご覧ください。

(問合せ先:マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120(95)0178)
- ② **ICカードリーダライタの用意**

公的個人認証サービスに適応したICカードリーダライタを、家電販売店等で購入してください。
- ③ **e-Taxの初期登録**

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で、初期登録から確定申告書作成・送信ができます。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をすると・・・

その1 添付書類の提出を省略できます。

源泉徴収票や医療費の領収書などの、記載内容を入力して送信することで、これらの書類の提出を省略することができます。

その2 還付金を早く受け取ることができます。

e-Taxによる還付申告は、3週間程度で還付処理をしていますので、書面提出による還付申告より、還付金を早く受け取ることができます。

確定申告書等作成の操作に関する問い合わせは
「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」(☎0570(01)5901)または国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)へ